

直屬し、朝鮮に於ける民事刑事の裁判及非訟事件に關する事務を掌るものとなつた。

朝鮮總督府裁判所の組織は、其の開設當初に於ては前の統監府裁判所の組織を其のまゝに引継ぎ、三審四階級制度であつた。即ち高等法院の下に三種の裁判所が置かれ、第一審の裁判事務は區裁判所と地方裁判所、第二審の裁判事務は地方裁判所と控訴院といふやうに、兩種の裁判所に分屬してゐた。其の爲其の權限が相錯綜し、事務簡捷に適せざるものが頗る多かつた。於是、明治四十五年三月制令第四號を以て朝鮮總督府裁判所令中所要の改正が加へられ、區裁判所・地方裁判所・控訴院の區別を廢して地方法院・覆審法院の二とし、高等法院と合して三審三階級とした。尙朝鮮總督は必要に應じて地方法院の事務の一部を取扱はしむる爲、地方法院支廳を設置し得ることゝされた。此の改正に依り、地方法院は民事・刑事の第一審裁判及非訟事件に關する事務の全部を、覆審法院は第二審の裁判事務を掌り、高等法院は覆審法院の裁判に對する上告及抗告事件並に裁判所構成法に定め大審院の特別權限に屬する事件の裁判を行ふものとして、各其の權限を明確にした。尙地方法院では判事單獨で以て裁判を行ふのを原則とし、特定の事件に限つてのみ三人の判事を以て組織した部で合議の上裁判することになつた。

尙日韓併合が朝鮮法政史上に及ぼしたる影響として、當時各國が朝鮮に於て有してゐた治外法權の撤廢を擧げなければならぬ。従前諸外國は韓國との間に條約を締結し、又は最惠國條款の結果、韓國に對し治外法權を有して居た。蓋し之は當時朝鮮に於ける司法制度の不完全なりしに鑑み、まことに已むを得ざるものであつた。而して此の治外法權に基く領事裁判は、各國それ／＼相異なる法規及訴訟手續に依るもので、控訴の如き英國領事裁判所では之を香港に佛國領事裁判所では之を西貢に、又米國領事裁判所では之を上海に持ち出さねばならず、此等諸外國の居留民は多大の困難を感じてゐた。従つて若し朝鮮の司法制度にして改善さるゝならば、寧ろ其の保護を朝鮮裁判所に求むること

を以て利益と考へてゐたのである。今回日韓併合の結果、列國と韓國との間に締結された條約は、當然無効に歸した譯であつて、當時帝國政府は列國に對し「日本國ト列國トノ現行條約ハ其ノ適用シ得ル限リ朝鮮ニ適用セラレ、朝鮮ニ在留スル諸外國人ハ日本法權ノ下ニ於テ事情ノ許ス限リ日本内地ニ於ケルト同一ノ權利及特典ヲ享有シ且適當ナル既得權ノ保護ヲ受クルコト、並ニ帝國政府ハ併合條約施行ノ際現ニ朝鮮ニ在ル外國領事裁判所ニ繫屬スル事件ハ最終ノ決定迄其ノ裁判ヲ續行セシムルコトヲ承諾ス」等の聲明（韓國併合ニ關スル宣言第一號）を發した。之に對し列國は異議なく之に同意したので、茲に列國の治外法權は全く撤去せられ、内鮮人は固より諸外國人とも一齊に、帝國司法權に服することゝなつたのである。

### 三 朝鮮に於ける現行司法機構

#### 一 裁判機關の構成

朝鮮總督府裁判所は、朝鮮總督府裁判所令(註)の定むる所に依り、地方法院、覆審法院及高等法院の三階級よりなる。

地方法院は、民事及刑事に付第一審の裁判を行ひ、且非訟事件に關する事務を取扱ふ。地方法院に於ける裁判は、判事が單獨で以て行ふを原則とする。乍併、(イ)訴訟物の價額が千圓を超過する民事事件、(ロ)人事に關する訴訟事件、(ハ)刑法第七十四條及第七十六條の犯罪事件、(ニ)死刑、無期又は短期一年以上の懲役若しくは禁錮に該る犯罪事件（但し刑法第二百三十六條、第二百三十八條、第二百三十九條の罪及其の未遂罪並に昭和五年法律第九號第二條

及第三條の罪にして豫審を経ざるものを除く)、(ホ)短期一年に満たざる有期の懲役又は禁錮に該る犯罪にして豫審を経たるもの、(ハ)前三號の共犯事件(但し前三號の事件と同時に審判する場合に限る)、(ト)判事に對する除斥及忌避の事件に付ては、三人の判事を以て組織した部に於て合議して裁判を爲す。尙朝鮮總督は地方法院の事務の一部を取扱はしむる爲、地方法院の支廳を設置することを得る。

覆審法院は地方法院の裁判に對する控訴及抗告に付裁判を行ふ。そしてそれは三人の判事を以て組織した部に於て合議して裁判を爲すものである。

高等法院は地方法院及び覆審法院の裁判に對する上告、並に覆審法院の裁判及地方法院の爲したる上告棄却の決定に對する抗告に付裁判を行ふ。右の外高等法院は尙裁判所構成法に定めたる大審院の特別權限に屬する職務を行ふものである。尙高等法院は五人の判事を以て組織した部に於て合議して裁判を爲すのである。尙高等法院の或る部に於て上告を審問したる後、從來の判決例に異なつた意見を有するときは、其の部は之を高等法院長に報告し、高等法院長は各部を聯合して更に之が審問裁判を爲さしめることになつてゐる。此の場合に於ては、判事の三分の二以上列席することを要する。

高等法院、覆審法院及地方法院の各々に、各其の院長を置く。高等法院の院長は、朝鮮總督の指揮監督を承け、高等法院の行政事務を掌理すると共に、下級裁判所の行政事務を指揮監督するものである。覆審法院の院長は、覆審法院の行政事務を掌理すると共に、管轄區域内地方法院の行政事務を指揮監督するものである。地方法院の院長は、地方法院の行政事務を掌理する。地方法院支廳の判事は、地方法院長の命を承け、其の支廳の行政事務を掌る。尙高等法院、覆審法院及地方法院の各部には、部長が置かれる。部長は各其の長官の命を承け、其の部の事務を掌るもので

ある。尙合議裁判所長は、其の監督に屬する判事をして、行政事務の一部分を取扱はしむることを得る。

## 二 檢察機關の構成

朝鮮總督府裁判所に檢事局が並置されてゐる。地方法院支廳の設置された場合には、之に檢事分局が並置される。檢事局は朝鮮總督の管理に屬し、朝鮮に於ける檢察事務を掌るものである。

高等法院檢事局・覆審法院檢事局及地方法院檢事局の各々に、其の長を置く。高等法院檢事局の檢事長は、朝鮮總督の指揮監督を承け、其の局の事務を掌理すると共に、下級檢事局を指揮監督するものである。覆審法院檢事局の檢事長は、其の局の事務を掌理すると共に、管轄區域内に於ける地方法院檢事局を指揮監督する。地方法院檢事局の長は之を檢事正と稱し、其の局の事務を掌理する。地方法院支廳の檢事は、地方法院檢事正の命を承け、其の支廳檢事分局の事務を掌る。尙高等法院檢事長、覆審法院檢事長及地方法院檢事正は、其の監督に屬する檢事をして、行政事務の一部分を取扱はしむることを得る。

### (三) 裁判官の身分

朝鮮總督府の裁判官は之を朝鮮總督府判事と謂ふ。朝鮮總督府判事は、裁判所構成法に依り判事たる資格を有する者、又は朝鮮總督府司法官試補として朝鮮總督府裁判所に於て一年六月以上實務の修習を爲し、試験に合格したる者の中より之を任用することを以て本則とする(明治四十三年制令第六號)。唯大正九年制令第十一號に依り、地方法院支廳の判事に補すべき者に限り、當分の内五年以上判任以上の官に在職して司法事務に従事し、判任官五級以上の俸給を受けたる者より、總督の定むる考試を経て特に之を任用することを得るものとされてゐる。尙又明治四十三年制令

第七號に依り、帝國大學・官立専門學校又は朝鮮總督の指定したる學校に於て、三學年以上法律學科を修め卒業したる朝鮮人は、高等試験委員の銓衡を経て、特に之を朝鮮總督府判事に任用することを得るものとされてゐる。

裁判官の身分保障に付ては、朝鮮總督府裁判所令に、判事は禁錮以上の刑に處せられたる場合又は懲戒の處分に依る場合を除くの外、其の意に反して其の官を失ふことなき旨の規定がある(第二十六條ノ四)。此の點内地の判事が、轉官・轉所・停職・免職又は減俸の總てに互つて保障を有するに比し、其の範圍の遙かに狭少なるを見る。尙判事が身體又は精神の衰弱に因り職務を執ること能はざるに至りたる場合に於て、朝鮮總督が之に退職を命ずるに付ては、特に高等法院の總會の議決を経べきことを規定してゐる(第二十六條ノ五)。

判事の懲戒處分に付ては、朝鮮總督府判事懲戒令の定むる所に依り、朝鮮總督府判事懲戒委員會の議決に依つて爲すことになつてゐる。懲戒委員會は委員長一人及委員四人を以て組織せられる。委員長は高等法院長を以て之に充て委員は朝鮮總督が毎年豫め朝鮮總督府判事の中に就き之を命ずることになつてゐる。此の點に於ても内地の判事懲戒が、司法權の完全なる自治的裁判(判事懲戒法第三章)に依ることになつてゐるのに比し、相當の徑庭あることが看取される。また内地の懲戒裁判所の裁判に於ては、控訴の道が開かれてゐるのが、朝鮮に於ては此に類する道がない。此の點に於ても内地の判事に比し、其の身分保障の不十分なることが看取される。

(註) 朝鮮總督府裁判所令拔萃

(明治四十二年勅令第三百三十六號)

第一條 朝鮮總督府裁判所ハ朝鮮總督ニ直屬シ朝鮮ニ於ケル民事刑事ノ裁判及非訟事件ニ關スル事務ヲ掌ル

第二條 朝鮮總督府裁判所ヲ分チテ地方法院、覆審法院及高等法院トス

朝鮮總督府裁判所ノ設置、廢止及管轄區域ハ朝鮮總督之ヲ定ム

朝鮮總督府裁判所ニ朝鮮總督府判事ヲ置ク判事ハ勅任又ハ奏

任トス

第三條 地方法院ハ民事及刑事ニ付第一審裁判ヲ行ヒ且非訟事件ニ關スル事務ヲ取扱フ

覆審法院ハ地方法院ノ裁判ニ對スル控訴及抗告、高等法院ハ地方法院及覆審法院ノ裁判ニ對スル上告並覆審法院ノ裁判及地方法院ノ爲シタル上告棄却ノ決定ニ對スル抗告ニ付裁判ヲ行フ

高等法院ハ前項ノ外裁判所構成法ニ定メタル大審院ノ特別權限ニ關スル職務ヲ行フ

第四條 地方法院ハ判事單獨ニテ裁判ヲ爲ス但シ左ニ掲ケル事件ニ付テハ三人ノ判事ヲ以テ組織シタル部ニ於テ合議シテ裁判ヲ爲ス

- 一 訴訟物ノ價額千圓ヲ超過スル民事事件
- 二 人事ニ關スル訴訟事件
- 三 刑法第七十四條及第七十六條ノ犯罪事件
- 四 死刑、無期又ハ短期一年以上ノ懲役若ハ禁錮ニ該ル犯罪事件但シ刑法第二百三十六條、第二百三十八條、第二百三十九條ノ罪及其ノ未遂罪並ニ昭和五年法律第九號第二條及第三條ノ罪ニシテ豫審ヲ經サルモノヲ除ク
- 五 短期一年ニ滿タル有期ノ懲役又ハ禁錮ニ該ル犯罪ニシテ豫審ヲ經タルモノ
- 六 前三號ノ共犯事件但シ前三號ノ事件ト同時ニ審判スル場合ニ限ル

第五章 外地の司法機構

七 判事ニ對スル除斥及忌避ノ事件

登記事務ハ裁判所書記ヲシテ之ヲ取扱ハシムルコトヲ得

覆審法院ハ三人ノ判事、高等法院ハ五人ノ判事ヲ以テ組織シタル部ニ於テ合議シテ裁判ヲ爲ス

高等法院ノ或部ニ於テ上告ヲ審問シタル後從來ノ判決例ニ異ナリタル意見ヲ有スルトキハ其ノ部ハ之ヲ高等法院長ニ報告シ高等法院長ハ各部ヲ聯合シテ更ニ之ヲ審問シ及其ノ裁判ヲ爲サシム此ノ場合ニ於テハ判事ノ三分ノ二以上列席スルコトヲ要ス

第五條 朝鮮總督ハ地方法院ノ事務ノ一部ヲ取扱ハシムル爲地方法院ノ支廳ヲ設置スルコトヲ得

第六條 朝鮮總督ハ地方法院ノ判事ノ一人又ハ數人ニ刑事ノ豫審ヲ爲スコトヲ命ス

第七條 第三條第三項ノ場合ニ於テハ高等法院長ハ各別ノ事件ニ付其ノ院ノ判事又ハ下級裁判所ノ判事ニ豫審ヲ爲スコトヲ命ス

第八條 朝鮮總督ハ特別ノ必要アリト認ムルトキハ一ノ地方法院ニ屬スル刑事訴訟事件ヲ他ノ地方法院ヲシテ取扱ハシムルコトヲ得

第九條 朝鮮總督府裁判所ニ檢事局ヲ設置ス地方法院支廳ヲ設置シタルトキハ其ノ支廳ニ檢事分局ヲ設置ス

檢事局ハ朝鮮總督ノ管理ニ屬シ朝鮮ニ於ケル檢察事務ヲ掌ル檢事局ノ管轄區域ハ之ヲ設置シタル裁判所ノ管轄區域ニ同シ

検事局ニ朝鮮總督府検事ヲ置ク検事ハ勅任又ハ奏任トス  
検事ハ檢察事務ニ付上官ノ命令ニ從フヘシ

(中略)

第十二條 高等法院ニ高等法院ヲ置ク

高等法院長ハ朝鮮總督ノ指揮監督ヲ承ケ其ノ院ノ行政事務ヲ  
掌理シ下級裁判所ノ行政事務ヲ指揮監督ス

第十三條 覆審法院ニ覆審法院長ヲ置ク

覆審法院長ハ其ノ院ノ行政事務ヲ掌理シ管轄区域内地方法院  
ノ行政事務ヲ指揮監督ス

第十四條 地方法院ニ地方法院長ヲ置ク

地方法院長ハ其ノ院ノ行政事務ヲ掌理ス

第十五條 地方法院支廳ノ判事ハ地方法院長ノ命ヲ承ケ其ノ支  
廳ノ行政事務ヲ掌ル

判事二人以上アルトキハ上席ノ判事前項ノ職務ヲ行フ

第十六條 高等法院、覆審法院及地方法院ノ各部ニ部長ヲ置ク

部長ハ各其ノ長官ノ命ヲ承ケ部ノ事務ヲ掌ル

第十七條 高等法院検事局ニ高等法院検事長ヲ置ク

高等法院検事長ハ朝鮮總督ノ指揮監督ヲ承ケ其ノ局ノ事務ヲ  
掌理シ下級検事局ヲ指揮監督ス

第十八條 覆審法院検事局ニ覆審法院検事長ヲ置ク

覆審法院検事長ハ其ノ局ノ事務ヲ掌理シ管轄区域内地方法院  
検事局ヲ指揮監督ス

第十九條 地方法院検事局ニ地方法院検事正ヲ置ク

地方法院検事正ハ其ノ局ノ事務ヲ掌理ス

第二十條 地方官官制ハ停止され、裁判の權は擧げて陸軍司法官部

地方法院検事正ハ其ノ局ノ事務ヲ掌理ス

第二十條 地方法院支廳ノ検事ハ地方法院検事正ノ命ヲ承ケ其  
ノ支廳検事分局ノ事務ヲ掌ル

検事二人以上アルトキハ上席ノ検事前項ノ職務ヲ行フ

第二十條ノ二 合議裁判所長、高等法院検事長、覆審法院検事  
長及地方法院検事正ハ其ノ監督ニ屬スル判事又ハ検事ヲシテ  
行政事務ノ一部分ヲ取扱ハシムルコトヲ得

第二十條ノ三 朝鮮總督府司法官補ヨリ新ニ朝鮮總督府判事又  
ハ朝鮮總督府判事又ハ朝鮮總督府検事ニ任セラレタル者ヲ補  
スヘキ關位ナキトキハ朝鮮總督ハ關位アル迄豫備判事又ハ豫  
備検事トシテ地方法院、地方法院支廳又ハ其ノ検事局ニ勤務  
セシム

第二十條ノ四 地方法院長又ハ検事正ハ必要アル場合ニ於テハ  
豫備判事又ハ豫備検事ヲシテ地方法院又ハ其ノ支廳ノ判事又  
ハ検事ヲ代理セシムルコトヲ得

(中略)

第二十六條ノ二 判事ハ在職中左ノ諸件ヲ爲スコトヲ得ス

一 公然政事ニ關係スルコト

二 政黨政派ニ加入スルコト

三 俸給アル又ハ金銭ノ利益ヲ目的トスル公務ニ就クコト

四 商業ヲ營ムコト

第二十條ノ三 判事ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキハ當然  
其ノ官ヲ失フ

第二十ノ條四 判事ハ前條ノ場合又ハ懲戒ノ處分ニ依ル場合ヲ  
除クノ外其ノ意ニ反シテ其ノ官ヲ失フコトナシ

第二十二條ノ五 判事身體又ハ精神ノ衰弱ニ因リ職務ヲ執ルコト  
能ハサルニ至リタルトキハ朝鮮總督ハ高等法院ノ總會ノ議決  
ヲ經テ之ニ退職ヲ命スルコトヲ得

第二十條ノ六 高等法院長年齢六十三年其ノ他ノ判事ノ職ニ在  
ル者年齢六十年ニ達シタルトキハ退職トス但シ朝鮮總督ハ高  
等法院ノ總會ノ決議ニ依リ五年以内ノ期間ヲ定メ仍在職セシ

### 第三節 臺灣の司法機構

#### 一 領臺當時の司法機構

日清戰役の結果臺灣が我が領有に歸するや、我國は直に初代總督として樺山資紀を派し、以て之が統治の任に當らしめたことは既述の通りである。同總督の赴任直後、即ち明治二十八年六月二十八日、地方官假官制が公布されたが右は地方行政機構を定めたものであると共に、また司法機構に關する定でもあつたのである。即ち右地方官假官制に於ては、民事裁判に關する事務は村内務部に於て、刑事裁判に關する事務は縣警察部に於て之を分掌することに規定せられてゐる。乍併、當時は尙兵馬倥傯の際であつて、官吏は専ら治安維持の任に没頭し、未だ裁判を爲すの餘力を有たなかつた。かくして當時臺灣の客觀的狀勢は、未だ民政の實施を許し得ざるものあり、遂に翌八月六日には軍政が施行さるるに至つたことも亦前述の通りである。かくして地方官官制は停止され、裁判の權は擧げて陸軍司法官部

の職責に歸するに至つた。越えて九月二十二日總督府に法令取調委員會が設けられたが、右は陸軍局法官部の部員を主たる構成員としたもので、主として司法に關する法規の編纂に當つた。かくして翌十月七日所謂日令第十一號を以て法院職制が公布せられた。右法院職制に基き、本府に法院を、各地民政支部及支廳出張所並に島廳所在地に各其の支部を置かれた。而して總督府法院には院長一人及審判官四人を、各支部には審判官一人若しくは二人を置かれた。而して民事刑事の審判は、上記審判官が單獨で之を行ふものとせられた。尙院長及審判官は、總督府高等官中より、總督が之を選任するものとなつてゐた。尙檢察官は、憲兵將校及下士官、守備隊長、兵站司令官、地方行政廳長官、警部長及警部が之に當るものとなつてゐた。

次で明治二十九年三月に至り、軍政が撤廢せられて再び民政が布かるに至つた。而して同年五月一日律令第一號を以て、臺灣總督府法院條例が公布された。之に依れば臺灣總督府の裁判機構は、地方法院・覆審法院及高等法院の三審級とし、地方法院は縣廳・支廳及島廳所在地に各一ヶ所を置かれ、其の管轄區域内の民事刑事の第一審審判を掌り、覆審法院は總督府所在地に一ヶ所を置かれ、地方法院の審判の覆審を掌り、高等法院は同じく總督府所在地に一ヶ所を置かれ、覆審法院の裁判の適法に非ざるものを破毀匡正するといふことになつてゐる。而して地方法院は判官一人の單獨制であり、覆審法院は判官三人の、又高等法院は判官五人の合議制である。尙判官は裁判所構成法に依り判事たり得る資格を有する者より之を任用することになつてゐる。尙檢察官廳に付ては、法院條例は「各法院に檢察官ヲ置ク」といふ措辭を用ひてゐる。之を見ると、檢察官も亦法院の構成メンバーであり、従つて法院長の隸下に屬したものと如くに考へられる。乍併、元來法院は「民事刑事ノ裁判ヲ爲スコトヲ掌ル」所であり、且院長は「院内及下級法院の裁判事務ヲ監督ス」る職責を有する者であつた。従つて檢察に關することは其の觀念に包含されてゐない

ものと解すべく、結局「各法院ニ檢察官ヲ置ク」と謂ふのは「各法院に檢察官ヲ附置ス」と同義に解せらるべきものであらう。

そはともかくとして、かくして司法機構に關する法制の整備を見ると共に、同年五月十三日高等法院長に高野孟矩(註)、覆審法院長心得に加藤重三郎、臺北地方法院長に加藤禮次郎、臺灣地方法院長に大野吉利が任員せられた。

續いて同年七月十一日律令第二號を以て、更に臺灣總督府臨時法院條例が公布された。臨時法院は、(一)政府を顛覆し邦土を潛窃し其の他朝憲を紊亂するの目的を以て罪を犯したる者あるとき、(二)施政に反抗し暴動を爲すの目的を以て罪を犯したる者あるとき、(三)政治に關し樞要の官職に在る者に危害を加ふるの目的を以て罪を犯したる者あるとき、(四)外患に關する罪を犯したる者あるとき、此等所謂政治犯の審判を爲すものである。而して臺灣總督は時宜に依り所要の場所に臨時法院を開設し、普通の裁判管轄に拘らず其の審判を爲さしめ得るものであつた。而して此の臨時法院判官は、高等法院及覆審法院の判官をして之を兼ねしむるものとせられた。尙臨時法院の審判は五人の判官を以てする合議制に依るものとし、一審且終審であつた。但し法律を以て罰せざる所爲に對し、刑の言渡しを爲したる場合に於ては、臨時法院又は高等法院の檢察官より上訴することを得しむることとした。右は當時猖獗を極めたる土匪事件處理の必要に應じたるもので、同月十二日臺中縣下彰化に臨時法院が開廳せられ、雲林臺中及鹿港附近に於ける前記の犯罪事件が處理せられた。而してそれは其の事件終了と共に、九月三十日廢止せられた。

(註) 高野孟矩は所謂高野事件の主人公である。彼は明治二十九年四月九日民政局法務部長に就任、次で五月十三日高等法院長兼民政局法務部長に任ぜられた。當時臺灣總督府内に收賄疑獄事件の相繼いで起るあり、當時の乃木總督は之に關し拓殖務大臣に稟議する所があつたが、拓相は折り返し總督の意見の如くに十分其の事實を覆當すべき旨を回答した。於是、高野孟矩は、

右疑獄事件に關して峻烈苛細の摘發檢舉を斷行したが、其の結果延いて司法部行政部の反目を來し、臺灣統治上眞に憂慮すべき情勢を招來した。於茲、當局は同年十月一日附彼に非職を命じたのである。ところが彼は慨然起つて臺灣司法權の獨立を高唱し帝國憲法第五十七條の擁護を主張し、長文の意見書を政府に提出した。當時臺灣に帝國憲法が行はるゝか否かの問題に付ては、領臺當時より學者間に論争の絶えざる所であつた。今回偶々臺灣高等法院長高野孟矩の非職の問題が起るや、之と關聯して臺灣に帝國憲法の行はるゝや否やの論議が朝野に激化して來たのである。かくして所謂高野事件は憲法問題とも絡んで、大に朝野の輿論を喚起する所があつた。當時政府の意圖としては、法院長といふも結局法院條例に依り總督の管理に屬する官吏である。従つて當局が之に對して非職を命ずるも何等違法の處分に非ずとするものゝ如くであつた。尙當時の實際事情としても、既に一旦發令せられた以上は、所謂綸言汗の如く、之を左右することは不可能であつた。乍併、彼は其の後敢て非職の命に服せず、該辭令等を當時の松方内閣總理大臣に返付した。而して非職の命を奉ぜず飽く迄法院の退去を肯んぜざると共に、進んで在野法曹會に謀り、内閣の彈劾をさへ圖るに至つた。於是、同月十八日彼は遂に其の本職を免ぜられ、併せて位記返上を仰付けられたのである。而も彼は退島後に在つても、尙内地に於て司法權獨立、憲法擁護の演說會を開催し、臺灣總督攻撃の氣勢を揚げると共に遂には松方藏相に對し俸給請求の訴訟（明治三十三年三月十三日東京控訴院に於て棄却）を提起するが如き詭激の所爲に出た。乍併、彼は後年事に座して入獄し、病を得て遂に獄死したのである。

## 二 明治三十一年臺灣總督府法院條例の改正

明治三十一年七月十九日、律令第十六號を以て臺灣總督府法院條例の改正が行はれた。之に依つて從來の高等法院の制度は廢止せられ、臺灣總督府法院は覆審法院及地方法院の二審級制となつた。

地方法院は、其の管轄區域内に於ける民事刑事の第一審裁判を爲すものである。覆審法院は臺灣總督府所在地に一

ヶ所を置かれ、各地方法院の裁判を覆審し、且裁判管轄に關する申請を裁判するものである。尙地方法院は單獨判官を以て總ての事件を審判し、覆審法院の一若しくは二以上の部を設け、各部に部長一人、判官二人を配し、部長が其の裁判長となつて總ての事件を審判することになつてゐる。判官の身分保證に關しては、判官は之を終身官とし、特別の事由ある場合の外其の意に反して轉免せらるゝことなきものとしてゐる。乍併、臺灣總督は必要と認むるときは判官に休職を命ずることを得るものとし、又判官が身體若しくは精神の衰弱に因り職務を執ること能はざるに至りたるときは、總督は覆審法院總會の議決を経て之に退職を命じ得ることになつてゐる。尙各法院には檢察局が附置されそれは臺灣總督に直屬するものとなつてゐる。

尙同三十一年十一月、律令第二十三號を以て臨時法院條例が改正され、匪徒罪（同年律令第二十四號を以て匪徒刑罰令制定さる）に就ても之を同院に於て審理することになつた。尙其の構成に關しては、從來判官五人の合議制であつたものが、三人に改められた。

## 三 大正八年臺灣總督府法院條例の改正

臺灣の司法機構は曩に述べたるが如く、明治三十一年の改正に依つて二審級制となつた。乍併、内地は勿論朝鮮に於ても三審級制であり、又本島人にあつても對岸支那に在るときは、所在地領事の裁判を経て、長崎控訴院、大審院と三審級の利益を受くるの途あるに拘らず、臺灣在住の内地人及臺灣人は、共に二審級を以て終審とせらるゝの不合理があつた。於是、大正八年八月律令第四號を以て、臺灣總督府法院條例の改正が行はれ、再び三審級制に復歸したのである。

改正制度に依れば、臺灣總督府法院は之を地方法院と高等法院の二に分ち、高等法院は更に之を覆審部と上告部に分ち、全體を三審級制とするものである。地方法院は其の訴訟の對象に依り、之を判官三人の合議に依るものと單獨判官に依るものとに分たれるが、何れにしてもそれは高等法院上告部の特別権限に屬する事件を除き、其の管轄區域内に於ける民事刑事の第一審裁判を掌るものである。高等法院覆審部は、判官三人の合議制で、地方法院の判決に對する控訴竝に高等法院上告部の権限に屬するものを除くの外地方法院の決定及命令に對する抗告に付裁判を爲すものである。高等法院上告部は、判官五人の合議制に依るもので、高等法院覆審部の決定及命令に對する抗告、地方法院の爲したる上告棄却の決定に對する抗告竝に裁判管轄に關する申請に付て裁判をする。尙第一審且終審として、皇室に對する罪、内亂に關する罪、外患に關する罪及び國交に關する罪に付て裁判をする。

尙判官の身分保障の點に關し、今回の律令改正に依り、從來總督の有つてゐた判官に對する休職命令權が削除された。

尙又右大正八年律令第四號に依り、臨時法院條例が廢止せられ、從來其の管轄に屬した事項は、之を新に高等法院上告部の管轄に屬せしめらるゝことになつた。

其の後昭和二年七月、律令第四號を以て法院條例が改正された。それは地方法院に單獨部及合議部を設け、單獨部は内地の區裁判所に當るもの、合議部は内地の地方裁判所に當るものとし、合議部をして單獨部の爲した裁判の第二審事件をも取扱ふものたらしめたものである。蓋し從來地方法院の爲したる裁判に對する第二審裁判は、總て臺北の高等法院覆審部の権限に屬せしめられたのであるが、かくては臺北を去る遠隔の地に在る當事者の不利不便甚だしきものあるに鑑み、かくは處置せられたものである。尙又從來地方法院支部は、原則として單獨判官の権限に屬する事

項のみを取扱ふものとなつてゐたが、今次律令の改正に依り、支部は地方法院單獨部の権限に屬する事項のみならず其の合議部の権限に屬する事項中の或るものをも取扱ふことになつた。

#### 四 臺灣に於ける現行司法機構

##### (一) 裁判機關の構成

臺灣に於て民事刑事の裁判事務を掌るものは、所謂臺灣總督府法院である。臺灣總督府法院は、臺灣總督府法院條例(註)の定むる所に依り、地方法院と高等法院の二に分たれる。尙地方法院の管轄區域内に地方法院支部を置き、其の一部の事務を取扱はしめることが出来る。地方法院及地方法院支部の設置、廢止竝に其の管轄區域は臺灣總督が之を定める(法院條例第一條第二條)。

地方法院には、單獨部と合議部とが置かれてゐる。地方法院單獨部は、民事刑事に付て第一審の裁判を爲し、また非訟事件に關する事務を取扱ふ。乍併、地方法院合議部の権限又は高等法院上告部の特別権限に屬する事項に付ては此の限りではない。地方法院合議部に於ては、左に掲ぐる事項に付て裁判を爲し、また刑事の豫審に關する事務を取扱ふ。乍併、高等法院上告部の権限に屬する事項に付ては此の限りでない(法院條例第三條ノ二)。

##### 第一 第一審として

イ 訴訟の目的の價額二千圓を超過する請求及訴訟の目的の價格を算定することの出来ない請求

ロ 人事訴訟

ハ 死刑、無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮又は罰金に該る罪にして豫審を経たるもの

第二 第二審として

イ 地方法院單獨部の判決に對する控訴

ロ 地方法院單獨部の決定及命令に對する抗告

尙地方法院單獨部に於ては判官が單獨で裁判を爲し、合議部に於ては三人の判官の合議を以て裁判を爲す(法院條例第七條)。

高等法院には覆審部と上告部とが置かれる。高等法院覆審部は、地方法院合議部の第一審判決に對する控訴、並に高等法院上告部の權限に屬するものを除くの外、地方法院合議部の第一審として爲したる決定及命令に對する抗告に付裁判を爲すものである。高等法院上告部は、左に掲ぐる事項に付て裁判を爲す(法院條例第四條)。

第一 終審として

イ 上告

ロ 地方法院合議部の第二審として爲したる決定及命令に對する抗告、並に高等法院覆審部の決定及命令に對する抗告

ハ 地方法院單獨部又は地方法院合議部の爲したる上告棄却の決定に對する抗告

第二 第一審且終審として

イ 刑法第七十三條、第七十五條及第七十七條乃至第七十九條の罪の豫審及裁判

ロ 左に記載したる罪の豫審及裁判

一 施政に反抗し暴動を爲すの目的を以て犯した罪

二 政事に關し樞要の官職に在る者に危害を加ふる目的を以て犯した罪

三 外患に關する罪

四 國交に關する罪

五 匪徒刑罰令に掲げたる罪

第三 裁判管轄に關する請求又は申請

尙高等法院上告部が其の裁判を爲すに當つて、法律上の點に付て表明した意見は、其の訴訟一切の事に付き高等法院覆審部地方法院合議部及地方法院單獨部を羈束するものである(法院條例第八條ノ五)。

尙高等法院覆審部に於ては三人の判官が、其の上告部に於ては五人の判官が合議を以て裁判を爲すことになつてゐる(法院條例第八條)。

各法院に院長を置き判官を以て之に補す。院長は其の院一般の事務を指揮し、其の行政事務を監督するものである。尙上級法院の院長は、下級法院の行政事務をも監督するものである。地方法院支部の判官は、地方法院長の命を承け其の支部の行政事務を掌る(法院條例第六條)。

地方法院合議部及高等法院覆審部に部が置かれる。地方法院合議部及高等法院覆審部の各部、並に高等法院上告部に部長が置かれる。尙地方法院合議部の一部及高等法院上告部の部長は、其の法院の院長を以て之に充てられることになつてゐる。部長は裁判長となり、其の部の事務を監督する(法院條例第八條ノ二)。

(二) 檢察機關の構成

各法院に檢察局が附置されてゐる。檢察局は臺灣總督に直屬し、檢察事務を掌るものである。其の管轄區域は、各法院の管轄區域と同様である(法院條例第九條)。

各檢察局には檢察官が置かれる。檢察官は司法警察官を指揮監督し、刑事の訴追を爲し、其の裁判の執行を指揮監督し、法院所管の事務に係る民事訴訟に付て國を代表するものである。尙上級法院の檢察官は、下級法院の檢察官を指揮監督する権限を有するものである。尙又地方法院檢察官が差支の爲め其の職務を行ふことの出来ない場合に於ては、それが地方法院單獨部の権限に屬する事項と認めらるゝものに限り、警視又は警部をして之を代理せしむることを得るやうになつてゐる(法院條例第十條)。

各檢察局には檢察官長が置かれ、各其の檢察局の事務を指揮監督する。檢察官長は檢察官を以て之に補せられる(法院條例第十條)。尙高等法院檢察官長は、地方法院檢察官の職務の範圍内に在る事務を自ら取扱ふことが出来る。又高等法院檢察官長は、地方法院檢察官の取扱ふべき事務を、他の檢察官に移すことも出来る(法院條例第十一條ノ二)。

(三) 裁判官の身分

臺灣總督府法院の裁判官は、之を臺灣總督府法院判官と謂ふ。判官となるには、裁判所構成法に於て判事たるの資格ある者たることを要する(法院條例第五條)。

裁判官の身分保障に付ては、法院條例第十六條に規定あり、「判官ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ處分ニ由ルニアラザレバ

其意ニ反シテ免官轉官セラル、コトナシ」となつてゐる。此の點また内地の判事が、轉官・轉所・停職・免職又は減俸の總てに互つて保障を有するに比し、其の範圍の狭少なることが注意される。尙判官が身體又は精神の衰弱に因り職務を執ること能はざるに至りたる場合に於て、臺灣總督が之に退職を命ずるに付ては、高等法院の總會の議決を経べきことが規定されてゐる(法院條例第十六條)。

判官の懲戒處分に付ては、臺灣總督府法院判官懲戒令の定むる所に依り、懲戒委員會の決議を以てすることになつてゐる。懲戒委員會は委員長一人及委員四人を以て組織せられる。委員長は覆審法院長を以て之に充てられ、委員は臺灣總督が毎年豫め臺灣總督府法院判官の中に就き之を命ずることになつてゐる。此の點また内地の判事懲戒に比し司法權獨立の見地よりして若干徑庭の存すること、また朝鮮に於ける場合と同様である。尙又内地の懲戒裁判所の如く、控訴の道の開かれてゐないことも亦朝鮮に於けると同様である。

(註) 臺灣總督府法院條例抜萃

(明治三十一年律令第十六號)

- 第一條 臺灣總督府法院ハ臺灣總督ニ直屬シ民事刑事ノ裁判及非訟事件ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第二條 臺灣總督府法院ヲ分チテ地方法院高等法院トス
- ・地方法院ノ管轄區域内ニ地方法院支部ヲ置キ其事務ノ一部ヲ取扱ハシムルコトヲ得
- 地方法院及地方法院支部ノ管轄區域内ニ出張所ヲ置キ登記事務ヲ取扱ハシムルコトヲ得
- 地方法院、地方法院支部及出張所ノ設置、廢止並管轄區域ハ臺灣總督之ヲ定ム
- 地方法院ニ單獨部及合議部ヲ置ク
- 高等法院ニ覆審部及上告部ヲ置ク
- 第三條 地方法院單獨部ハ民事刑事ニ付第一審ノ裁判ヲ爲シ非訟事件ニ關スル事務ヲ取扱フ但シ地方法院合議部ノ權限又ハ高等法院上告部ノ特別權限ニ屬スル事項ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
- 非訟事件中登記事務ハ法院書記ヲシテ之ヲ取扱ハシムルコトヲ得

第三條ノ二

地方法院合議部ハ左ニ掲クル事項ニ付裁判ヲ爲シ  
刑事ノ豫審ニ關スル事務ヲ取扱フ但シ高等法院上告部ノ權限  
ニ屬スル事項ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第一 第一審トシテ

イ 訴訟ノ目的ノ價額二千圓ヲ超過スル請求及訴訟ノ目的  
ノ價額ヲ算定スルコト能ハサル請求

ロ 人事訴訟

ハ 死刑、無期又ハ短期一年以上ノ懲役若ハ禁錮ニ該ル罪  
ニ短期一年ニ滿タサル有期ノ懲役若ハ禁錮又ハ罰金ニ該  
ル罪ニシテ豫審ヲ經タルモノ

第二 第二審トシテ

イ 地方法院單獨部ノ判決ニ對スル控訴

ロ 地方法院單獨部ノ決定及命令ニ對スル抗告

第四條

高等法院覆審部ハ地方法院合議部ノ第一審判決ニ對ス  
ル控訴並高等法院上告部ノ權限ニ屬スルモノヲ除ク外地方法  
院合議部ノ第一審トシテ爲シタル決定及命令ニ對スル抗告ニ  
付裁判ヲ爲ス

高等法院上告部ハ左ニ掲クル事項ニ付裁判ヲ爲ス

第一 終審トシテ

イ 上告

ロ 地方法院合議部ノ第二審トシテ爲シタル決定及命令並  
高等法院覆審部ノ決定及命令ニ對スル抗告

ハ 地方法院單獨部又ハ地方法院合議部ノ爲シタル上告棄

却ノ決定ニ對スル抗告

第二 第一審ニシテ終審トシテ

イ 刑法第七十三條、第七十五條及第七十七條乃至第七十  
九條ノ罪ノ豫審及裁判

ロ 左ニ記載シタル罪ノ豫審及裁判

一 施政ニ反抗シ暴動ヲ爲スノ目的ヲ以テ犯シタル罪

二 政事ニ關シ權要ノ官職ニ在ル者ニ危害ヲ加フル目的  
ヲ以テ犯シタル罪

三 外患ニ關スル罪

四 國交ニ關スル罪

五 匪徒刑罰令ニ掲ケタル罪

第三 裁判管轄ニ關スル請求又ハ申請

第四條ノ二 前條第二項第二ニ掲ケタル事項ニ付高等法院ニ於  
テ必要アリト認メタルトキハ事件ノ裁判ヲ爲ス爲メ地方法院、  
地方法院支部其他便宜ノ場所ニ於テ法廷ヲ開クコトヲ得

第五條

各法院ニ判官ヲ置ク

判官ハ勅任又ハ委任トス臺灣總督之ヲ補職ス

裁判所構成法ニ於テ判事タルノ資格アル者ニアラサレハ判官  
タルコトヲ得ス

第六條 各法院ニ院長ヲ置ク判官ヲ以テ之ニ補ス

院長ハ其院一般ノ事務ヲ指揮シ其行政事務ヲ監督ス

上級法院ノ院長ハ下級法院ノ行政事務ヲ監督ス

院長事故アルトキハ上席判官其職務ヲ代理ス

地方法院支部ノ判官ハ地方法院長ノ命ヲ承ケ其支部ノ行政事  
務ヲ掌ル判官二人以上アルトキハ上席判官之ヲ掌ル

第七條

地方法院單獨部ニ於テハ判官單獨ニテ裁判ヲ爲ス

地方法院合議部ニ於テハ三人ノ判官合議シテ裁判ヲ爲ス但シ  
豫備判官ハ二人以上其ノ部ニ列席スルコトヲ得ス

臺灣總督ハ地方法院合議部ノ判官ノ一人又ハ數人ニ刑事ノ豫  
審ヲ爲スコトヲ命ス

第八條

高等法院覆審部ニ於テハ三人ノ判官合議シテ裁判ヲ爲  
ス

高等法院上告部ニ於テハ五人ノ判官合議シテ裁判ヲ爲ス

第八條ノ二

地方法院合議部及高等法院覆審部ニ部ヲ設ク

地方法院合議部高等法院覆審部ノ各部並高等法院上告部ニ部  
長ヲ置ク但地方法院合議部ノ一部及高等法院上告部ノ部長ハ  
其法院ノ院長ヲ以テ之ニ充ツ

部長ハ裁判長ト爲リ其部ノ事務ヲ監督ス

第八條ノ三

高等法院長ハ第四條第二項第二ニ掲ケタル事件ニ  
付高等法院上告部、高等法院覆審部、地方法院合議部又ハ地  
方法院單獨部ノ判官ニ豫審ヲ命スルコトヲ得

第八條ノ四

高等法院覆審部ノ判官差支ノ爲メ或事件ヲ取扱フコ  
トヲ得且覆審部ノ判官中其代理ヲ爲シ得ヘキ者ナキ場合ニ  
於テ其事件緊急ナリト認ムルトキハ高等法院長ハ之ヲ代理ス  
ヘキ判官ヲ出スヘキ旨ヲ地方法院長ニ通知シ其地方法院合議  
部ノ判官ヲシテ代理ヲ爲サシムルコトヲ得

高等法院上告部ノ判官差支ノ爲メ或事件ヲ取扱フコトヲ得サル  
トキハ高等法院長ハ覆審部ノ判官ヲシテ代理ヲ爲サシムルコ  
トヲ得

高等法院上告部ノ判官差支ノ爲メ或事件ヲ取扱フコトヲ得サル  
トキハ高等法院長ハ覆審部ノ判官ヲシテ代理ヲ爲サシムルコ  
トヲ得

第八條ノ五

高等法院上告部ニ於テ裁判ヲ爲スニ當リ法律ノ點  
ニ付テ表シタル意見ハ其訴訟一切ノ事ニ付高等法院覆審部、  
地方法院合議部及地方法院單獨部ヲ羈束ス

第九條

各法院ニ檢察局ヲ附置ス

檢察局ハ臺灣總督ニ直屬シ其管轄區域ハ各法院ノ管轄區域ニ  
同シ

各檢察局ニ檢察官ヲ置ク

檢察官ハ勅任又ハ委任トス臺灣總督之ヲ補職ス

第十條 檢察官ハ司法警察官ヲ指揮監督シ刑事訴訟ヲ爲シ其裁  
判ノ執行ヲ指揮監督シ法院所管ノ事務ニ係ル民事訴訟ニ付國  
ヲ代表ス

上級法院ノ檢察官ハ下級法院ノ檢察官ヲ指揮監督ス

地方法院檢察官差支ノ爲メ其ノ職務ヲ行フコトヲ得サルトキハ  
地方法院單獨部ノ權限ニ屬スル事項ト認ムルモノニ限り警視  
又ハ警部ヲシテ之ヲ代理セシムルコトヲ得

第十一條

各檢察局ニ檢察官長ヲ置ク檢察官ヲ以テ之ニ補ス

檢察官長ハ檢察局ノ事務ヲ指揮監督ス

檢察官長事故アルトキハ上席檢察官其職務ヲ代理ス

第十一條ノ二

高等法院檢察官長ハ地方法院檢察官ノ職務ノ範  
圍内ニ在ル事務ヲ自ラ取扱フコトヲ得

高等法院檢察官長ハ地方法院ノ或檢察官ノ取扱フヘキ事務ヲ  
 他ノ檢察官ニ移スコトヲ得  
 第十一條ノ三 新ニ臺灣總督府法院判官又ハ臺灣總督府法院檢  
 察官ニ任セラレタル者ヲ補スヘキ關位ナキトキハ臺灣總督ハ  
 關位アル迄豫備判官又ハ豫備檢察官トシテ地方法院、地方方  
 院支部又ハ其ノ檢察局ニ勤務セシム  
 第十一條ノ四 地方法院長又ハ地方法院檢察官長ハ必要アル場  
 合ニ於テハ第七條第二項但書ノ制限ニ從ヒ豫備判官又ハ豫備  
 檢察官ヲシテ地方法院又ハ地方法院支部ノ判官又ハ檢察官ヲ  
 代理セシムルコトヲ得  
 (中略)  
 第十四條 判官ハ在職中左ノ諸件ヲ爲スコトヲ得ス

第一 公然政事ニ關係スルコト  
 第二 政黨政派ニ加入スルコト  
 第三 俸給アル又ハ金錢ノ利益ヲ目的トスル公務ニ就クコト  
 第四 商業ヲ營ムコト  
 第十五條 判官ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ處分ニ由ルニアラサレ  
 ハ其意ニ反シテ免官轉官セラルルコトナシ  
 第十六條 判官身體若ハ精神ノ衰弱ニ因リ職務ヲ執ルコト能ハ  
 サルニ至リタルトキハ臺灣總督ハ高等法院ノ總會ノ議決ヲ經  
 テ之ニ退職ヲ命スルコトヲ得  
 第十七條 法院長又ハ檢察官長ハ其監督ニ屬スル判官又ハ檢察  
 官ヲシテ司法行政事務ノ一部分ヲ取扱ハシムルコトヲ得  
 (以下略)

### 第四節 關東州の司法機構

關東州の司法機構は、其の初めの軍政時代以來數次の變革を見たが、大體之を、(一)軍政時代(自明治三八年一月)、  
 (二)審理所時代(自明治三九年七月)、(三)法院令に依る法院時代(自明治三九年九月)、(四)裁判令に依る二級審制法院時  
 代(自明治四一年一月)、(五)現行制度の五期に分つことが出来る。

### 一 軍政時代

占領地軍政の當否如何は、交戦の成果に直接影響する所大なるものあるを以て、明治三十七年九月遼東守備軍の編  
 成を見ると共に、翌年一月一日より遼東守備軍行政規則を實施して占領地軍政の統一を圖つた。而して占領地の帝國  
 臣民に對する司法事務は、帝國通常裁判所、陸海軍軍法會議、臨時軍法會議及軍中の臨戰地又は合圍地裁判所に於て  
 帝國法令に準據して之を取扱つた。尙占領地住民に對しては、我が法令を適用することを得なかつたが爲、軍の自衛  
 上、地方の安寧秩序及住民の保護の爲、軍令を以て特別の審理機關及審理手續等を制定した。尙また軍令は原則とし  
 て軍人軍屬以外の帝國臣民には之を適用し得ないものであるが、帝國法令に依つて直接之に制裁を加へることの出來  
 ない場合には、例外として軍令を適用すべきことが定められた。當時公布せられた軍令の主なるものとしては、遼東  
 守備行政規則、軍罰規則及軍罰審理手續、旅順要塞地帯ノ取締ニ關スル軍令及軍令違反審判手續、拘留及科料ノ即決  
 ニ關スル規則及違警罪目等を擧げることが出来る。

遼東守備軍行政規則は、軍政地域内の安寧を保持し、且軍事行動の便を計ることを目的としたもので、其の適用區  
 域は 一、露國租借地域 二、租借地以外の地域である。軍政機關は軍司令官、軍政長官、軍政事務官、軍政委員、  
 管區長及參事員である。而して右の中軍政委員が、(一)軍司令官の認可を経て制裁を附したる行政規則を發し、(二)  
 管内の安寧秩序を保持する爲、地方從來の法規、慣例又は帝國法令を參酌して、管内住民の民事刑事事件を審判處斷  
 したのである。

軍罰規則及軍罰審理手續は、軍罰及其の審理手續を規定したものである。軍罰は旅順口軍港規則其他司令長官の  
 發する軍令の違反者に科するもので、其の刑は死、笞、追放、資産沒收及罰金の五種である。軍令違反者は内外人を  
 問はず、總て旅順口領守府の軍罰處分會議に於て處斷した。軍罰處分會議は、委員長及委員二人を以て組織し、委員

長は佐官以上の將校を、委員は將校・同相當官又は高等文官を以て之に充て、又必要に依り部下判任官に書記を命ずることを得しめた。軍罰處分會議は司令長官の命令に依つて其の審理を開始し、其の證憑充分なる場合には書類に憑り直に之を決定した。

旅順要塞地帯ノ取締ニ關スル軍令及軍令違反審判手續は、龍王塘、大白山、安子嶺を経て雙台溝に互る線以南を要塞地帯と爲し、同地帯内に於ける秩序維持並に軍事取締の爲に規定したものである。其の刑は死・監禁・追放・罰金・管及沒收の六種とし、旅順要塞軍事法廷は、要塞司令官の指定した將校及高等文官たる判士三人以上及下士又は判任文官たる書記一人を以て構成した。

拘留及科料ノ即決ニ關スル規則及違警罪目は、露國租借地域内の軍政委員附憲兵長及憲法分屯所長又は其の代理者をして、其の管内に發生した帝國居留民及視察者の犯罪を即決せしめるものである。

其の後明治三十八年七月遼東守備軍の復員が行はれたが、之に先んじて、同年五月占領地民政署ノ職員ニ關スル勅令が公布せられ、同年六月二十三日大連に關東州民政署が設置された。同民政署は前述の如く滿洲軍總兵站監に隸屬し、旅順、金州に支署を設け、軍政署の事務を承繼した。滿洲軍總司令官は、明治三十八年八月六日軍令を以て刑事民事處分を定め、民政署に司法委員を置い其の臨時軍法會議及軍事法廷の權限に屬するものを除き、其の管轄區域内に在る占領地在住人の民事刑事に關する裁判及勸解等の司法事務を執行せしめた。其の處分は民事刑事共に一審制としたが、刑の言渡に錯誤があつた場合に限り、民政長官は司法委員に再審を命ずることが出來た。同處分に付ては地方の法規、慣例に依るの外、帝國の民事刑事に關する諸法規を參酌準用した。

## 二 審理所時代

明治三十八年九月五日の日露講和條約及追加約款に依り、我國が關東州に於ける租借權及其他の特權を取得するや、茲に軍政は終了して純然たる民政に移行することとなつた。司法に就ては、明治三十九年六月二十六日關東州審理所條例（關東總督府令第五號）が公布せられ、同年七月一日より施行された。此の條例は、民政移行後に於ける最初の裁判所の組織及權限を定めたものであるが、これに依ると審理署は大連に置かれ、關東州民政署の隸下に屬し、同署管轄區域内の民事刑事の審判を取扱ふものとせられた。審理所は始審部及覆審部の二級審より成り、始審部は單獨制で民事勸解及民事刑事の裁判を爲した。民政支署管内の事件に付ては、其の皇室に對する罪及國事に關する罪を除く外、其の都度審理官を同支署に派して處理せしめた。此の場合は警部をして檢察官の事務を代理せしめた。覆審部は三人の合議制で、始審部の裁判に對する上訴及始審且終審として皇室に對する罪及國事に關する罪に該る事件を審判した。

## 三 法院令に依る法院時代

關東州の施政漸く其の緒に就き來れると共に、明治三十九年七月勅令第九十六號を以て關東都督府官制が公布せられた。而して之と共に司法機關の充實を圖る爲、裁判事務は専門的知識を有する司法官をして之に當らしむることとなり、勅令第九十八號を以て關東都督府法院令が公布せられ、同年九月一日より之を施行された。法院は關東都督に直屬し、高等法院、地方法院に分れた。地方法院は單獨制で、民事刑事の始審及非訟事件の事務を取扱つた。

尙關東都督は、必要に應じて地方法院の出張所を設けることが出来た。高等法院は三人の合議制で、終審として地方法院の裁判に對する上訴を審理した。各法院に檢察官一人を置き、檢察官は司法警察官を指揮監督し、刑事の訴追を爲し、其の裁判の執行を指揮監督した。地方法院に於ては警視又は警部をして檢察官の職務を執らしむることを得しめ、高等法院檢察官は地方法院檢察官を指揮監督したのである。尙判官、檢察官の職務は、其の性質上相交渉する所はないが、臺灣に於ける新政當初の經驗に鑑み、司法行政の統一上其の何れも高等法院長の監督に屬せしめられた。判官及檢察官は關東都督府法院判官及檢察官任用令（勅令第二百一號）を以て、裁判所構成法に依り判事又は檢事たる資格を有する者に限り之を任用することを得るものとせられ、初めて専門的の司法官をして司法事務に當らしむることとなつた。實に關東州に於ける司法制度の一大革新とも謂ふべきものである。

#### 四 裁判令に依る二級審制法院時代

法院設置後に於ても、司法に關する法規は仍關東州審理署時代のものと變りはなかつたが、其の後明治四十一年に至り内地の新刑法施行の影響を受けて、司法法規の改廢が行はれた。而して司法機構の點にも或る程度の改正が齎され、即ち明治四十一年九月勅令第二百十二號を以て關東州裁判令が公布せられ、翌十月一日から施行せられることになつた。之に依ると従來法院の專掌した關東州内に於ける裁判事務中、新に輕易なる裁判、争訟調停、非訟事件、公證及執達等の事務は之を民政署長の權限に移譲せられた。かくして行政官たる民政署長又は同支署長が、輕微な事件に關しては自ら裁判を爲し得ることになつたのである。乍併、之はもとゞ機宜の措置として行はれたもので、ともすれば裁判の的確公正を期し得ざる憾あり、尙又其の後人事經濟關係も益々錯雜化し、一面又管内住民の權利思想

も發達して來たので、裁判事務は之を純然たる司法機關をして掌らしむることの必要が痛感さるゝに至つた。かくして大正八年六月勅令第二百七十二號を以て關東州裁判令の改正が行はれ、爾後裁判事務は總て法院の管掌する所となつた。而して又此の機會に於て、従來の名稱を改め、關東廳高等法院及關東廳地方法院と稱せらるるに至つた。

其の後大正九年十一月、關東州裁判令が改正せられたが、それは地方法院が特定事件の審判に付ては判事三人の合議制に依ることになつたものである。従來地方法院は内地に於ける區裁判所並に地方裁判所に屬するものを併せて管轄し、其の審理裁判は單獨制であつたが、關東州の發展は延いて民刑事件の増加を來し、案件又漸次複雜化して來たので、審理の慎重、裁判の正確を期する爲、かくは改正されたものである。

尙檢察事務は、當初之を法院に屬せしめ、法院長の指揮監督の下に置かれてゐた。ところが大正十二年五月、勅令第二百六十三號を以て關東州裁判令中改正が行はれ、檢察局が法院から獨立することになつた。而して檢察局は關東長官に直屬して關東州に於ける檢察事務を掌り、各檢察局には檢察官長があつて檢察局の事務を指揮監督し、高等法院檢察官長は地方法院の檢察官を指揮監督することとなつたのである。かくして檢察事務は法院長の指揮監督を離れ之と全く獨立した機關に依つて取扱はれるに至つたのである。

#### 五 大正十三年關東州裁判令の改正

——關東州に於ける現行司法機構——

大正十三年十二月、勅令第四百六十五號を以て關東州裁判令の劃期的改正が行はれ、新に三級審制が執らるゝに至つた。蓋し時勢の推移に鑑み、住民の權利利益の擁護を全たからしむる爲である。即ち改正關東州裁判令（註）に依れ

ば高等法院に覆審部及上告部が置かれ、共に判事三人の合議制を以て審判せられることになつた。而して覆審部は地方法院の裁判に對する控訴、及高等法院上告部の權限に屬するものを除くの外、地方法院の裁判に對する抗告に付裁判を爲すものである。高等法院上告部は、地方法院又は高等法院覆審部の裁判に對する上告並に高等法院覆審部の裁判及地方法院の爲したる上告棄却の決定に對する抗告に付裁判を爲すものである。高等法院上告部は、右の外尙裁判所構成法に定められた大審院の特別權限に屬する職務を行ふものである。地方法院は判官單獨で審理裁判するのを本則とするが、特定の重要事項に付ては判官三人の合議を以て審理裁判を爲すことになつてゐる。高等法院覆審部、高等法院上告部及地方法院の各部に部長を置く。但し高等法院上告部の部長及地方法院の一部の部長は、其の法院の院長を以て之に充てることになつてゐる。部長は何れも裁判長となり、其の部の事務を監督するものである。

尙高等法院及地方法院に、各檢察局が並置されてゐる。檢察局は大使に直屬し、關東州に於ける檢察事務を掌るものである。各檢察局には檢察官長が置かれ、各其の檢察局の事務を指揮監督してゐるが、それは何れも其の檢察局に於ける上級檢察官が之に充てられることになつてゐる。尙高等法院檢察官長は地方法院の檢察官を指揮監督すると共に、進んで地方法院の檢察官の職務の範圍内にある事務を自ら取扱ふことも出來、又地方法院の或る檢察官の取扱ふべき事務を、他の檢察官に移すことも出來る。各檢察官は何れも司法警察官を指揮監督し、刑事の訴追を爲し、其の裁判の執行を指揮監督する。尙地方法院に於ては警視又は警部をして、檢察官の職務を執行せしむることを得る。

尙民政署は、其の管轄區域内に於ける民事争訟調停、登記及公證に關する事項を掌理するが、登記及公證等の司法行政事務に付ては高等法院長の監督を受けるものである。尙又警察署は司法警察事務を掌るの外、即決事件及執達事務を掌理する。

尙關東州には、帝國憲法は施行せられてゐない。従つて關東州の法院は、帝國憲法第五十七條に所謂裁判所でもないければ、また同法第六十條に所謂特別裁判所でもない。それは唯實質上裁判を爲す機關であると謂ふに過ぎないのである。従つてまた其の構成等も、法律を以て定めらるゝことを要せず、また裁判官に付ても、法律所定の資格を具ふるの要なく、また刑法の宣告若しくは懲戒の處分に由るの外、其の職を免ぜらるゝことなし等の所謂身分上・職務上の保障もない。而して滿洲國駐劄特命全權大使は、裁判官に對し身分上・職務上の監督を爲してゐるのであるから、所謂三權分立——司法權の獨立——なる現象は、關東州に於ては具現されてゐないのである。

(註) 關東州裁判例拔萃

- 第一條 關東法院ハ滿洲國駐劄特命全權大使ニ直屬シ關東州ニ於ケル民事刑事ノ裁判及非訟事件ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第二條 關東法院ヲ分チテ地方法院及高等法院トス
- 大使ハ地方法院ノ事務ノ一部ヲ取扱ハシムル爲メ地方法院ノ支應ヲ設置スルコトヲ得
- 大使ハ登記事務ヲ取扱ハシムル爲メ地方法院ノ出張所ヲ設置スルコトヲ得
- 高等法院ニ覆審部及上告部ヲ置ク
- 第三條 大使ハ地方法院ノ判官ノ一人又ハ數人ニ刑事ノ豫審ヲ爲スコトヲ命ス
- (中略)
- 第五條 地方法院ハ民事刑事ニ付第一審ノ裁判ヲ爲シ且非訟事件ニ關スル事務ヲ取扱フ

第五章 外地の司法機構

- 大使ハ法院書記ヲシテ登記事務ヲ取扱ハシムルコトヲ得
- 第六條 高等法院覆審部ハ地方法院ノ裁判ニ對スル控訴及高等法院上告部ノ權限ニ屬スルモノヲ除クノ外地方法院ノ裁判ニ對スル抗告ニ付裁判ヲ爲ス
- 高等法院上告部ハ地方法院又ハ高等法院覆審部ノ裁判ニ對スル上告並高等法院覆審部ノ裁判及地方法院ノ爲シタル上告棄却ノ決定ニ對スル抗告ニ付裁判ヲ爲ス
- 高等法院上告部ハ前項ノ外裁判所構成法ニ定メタル大審院ノ特別權限ニ屬スル職務ヲ行フ
- 第七條 各法院ヲ通シテ判官專任十四人ヲ置ク
- 判官ハ奏任トス但シ高等法院長タル判官ハ之ヲ勅任トス
- 第八條 各法院ニ院長ヲ置ク上級判官ヲ以テ之ニ充ツ
- 院長ハ院內一般ノ事務ヲ指揮シ其ノ行政事務ヲ監督ス
- 高等法院ノ院長ハ地方法院ノ行政事務ヲ監督ス
- 院長事故アルトキハ次級判官其ノ職務ヲ代理ス

地方法院支廳ノ上級判官ハ地方法院長ノ命ヲ承ケ其ノ支廳ノ行政事務ヲ掌ル

第十條ノ二 各法院ニ檢察局ヲ設置ス  
檢察局ハ大使ニ直屬シ關東州ニ於ケル檢察事務ヲ掌ル

第九條 地方法院ハ判官單獨ニテ審理裁判ス但シ左ニ掲クル事件ニ付テハ判官三人ノ合議ヲ以テ審理裁判ス

第十一條 各檢察局ヲ通シテ檢察官專任七人ヲ置ク  
檢察官ハ奏任トス但シ高等法院檢察官長タル檢察官ハ之ヲ勅任トス

一 訴訟物ノ價額金五千圓ヲ超過スル民事事件

檢察官ハ司法警察官ヲ指揮監督シ刑事訴訟ヲ爲シ其ノ裁判ノ執行ヲ指揮監督ス

二 人事訴訟事件

地方法院ニ於テハ警視又ハ警部ヲシテ檢察官ノ職務ヲ執行セシムルコトヲ得

三 刑法第七十四條又ハ第七十六條ノ犯罪事件

第十一條ノ二 各檢察局ニ檢察官長ヲ置ク上級檢察官ヲ以テ之ニ充ツ

四 死刑、無期又ハ短期一年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ該ル犯罪事件但シ刑法第二百三十六條、第二百三十八條、第二百三十九條ノ罪及其ノ未遂罪並昭和五年法律第九號第二條及第三條ノ罪ヲ除ク

檢察官長ハ檢察局ノ事務ヲ指揮監督ス

五 前二號ニ掲クルモノヲ除クノ外豫審ヲ經タル犯罪事件

高等法院檢察官長ハ地方法院ノ檢察官ヲ指揮監督ス

第九條ノ二 高等法院覆審部及高等法院上告部ハ判官三人ノ合議ヲ以テ審理裁判ス

檢察官長事故アルトキハ次級檢察官其ノ職務ヲ代理ス

第十條 地方法院ニ部ヲ設ク

第十一條ノ三 高等法院檢察官長ハ地方法院ノ檢察官ノ職務ノ範圍内ニ在ル事務ヲ自ら取扱フコトヲ得

地方法院ノ各部、高等法院覆審部及高等法院上告部ニ部長ヲ置ク但シ地方法院ノ一部及高等法院上告部ノ部長ハ其ノ法院ノ院長ヲ以テ之ニ充ツ

高等法院檢察官長ハ地方法院ノ或檢察官ノ取扱フヘキ事務ヲ他ノ檢察官ニ移スコトヲ得

部長ハ裁判長ト爲リ其ノ部ノ事務ヲ監督ス

(以下略)

### 第五節 南洋群島の司法機構

南洋群島の司法機構は、其の初め數年に及ぶ軍政時代を経て以て今日に及んだものである。初め大正三年歐洲戦争の勃發に伴ひ、日獨國交斷絶を見るや、我國は直ちに舊獨領の南洋群島を衝いて之を占領したことは前述の通りである。かくして占領地には直に軍政が布かれ、軍政廳は其の權限に依つて管内の司法事務を取扱ふことゝなつた。翌四年十月南洋群島刑事民事裁判令が制定せられ、軍政廳が既存の法規・慣習又は帝國法規を參酌して裁判すべきことが定められ、又其の翌五年六月には南洋群島警察犯處罰令が制定せられ、軍政廳が既存の法規・慣習又は帝國法規を參酌して處分を爲し、若しくは管内島民村長に其の處分權を委任する事を得しめた。大正七年軍政廳が廢せられて、新に南洋群島防備隊民政署が置かるゝに至り、裁判事務も亦従つて之に移された。而して其の翌八年六月、裁判令中一部改正が行はれ、新に覆審の制が設けられた。

大正十一年四月、南洋廳の設置と共に、新に南洋群島裁判令(註)が公布せられることになつた。南洋廳法院は南洋廳長官に直屬し、南洋群島に於ける民事刑事の裁判を掌るものである。而して之は二審制度を採るものであつて、第一審法院を地方法院と稱し、第二審法院を高等法院と稱する。地方法院は民事刑事に付第一審の裁判を行ふものであるが、それは判事が單獨で審理裁判を爲すものである。高等法院は終審として地方法院の裁判に對する上訴に付覆審を爲すものであるが、それは判事三人の合議を以て爲される。尙地方法院は民事及刑事の件に付第一審の審理裁判を爲すの外、非訟事件に關する事務を取扱ひ、其他裁判上の和解・督促手續・不動産及船舶に對する強制執行・公示催告手續・破産手續・供託・刑事略式手續等を管轄する。また地方法院判事は公正證書の作成及私署證書の認證、其の他内地に於ける公證人の職務に屬する事務等をも取扱ひ、地方法院書記は内地裁判所に於ける書記の職務に屬する事務の外、内地に於ける執達吏の職務に屬する事務をも取扱ふものである。

各法院に検事局が附置されてあるが、其の管轄区域は法院のそれと同一である。検事局の検事は犯罪捜査に就き司法警察官を指揮監督し、法院に對して公訴を提起し、其の裁判の執行を指揮監督する。検事の数が極めて少いので、場所に依つては通常警部が検事の職務を取扱ふことになつてゐる。尤も重大な事件は勿論検事自らが之を取扱ふことになつてゐる。尙支廳長及警視は、犯罪捜査に就ては司法警察官として地方法院検事と同一の権限を有してゐる。

叙上の如く、民事及刑事の裁判事務は、法院に於て之を處理することを原則とするのであるが、法院の設置のない地にあつては支廳をして民事案件に關する一部の事務を取扱ふことを得しめ、又比較的輕微な刑事案件に就ては、各支廳長をして即決を爲さしめる。即ち刑事案件に就ては拘留・科料に該當する罪、三月以下の懲役・禁錮又は百圓以下の罰金・拘留・科料に處すべき罪及拘留又は科料に處すべき刑法第二百八條の罪、三月以下の懲役・禁錮若しくは拘留又は百圓以下の罰金若しくは科料に處すべき行政法規違反の罪に就ては、所轄支廳長が即決し、其の處分に對しては正式裁判の申立を爲し得ることになつてゐる。民事案件に就ては、不動産の強制競賣・民事争議調停及其の執行供託及登記事務、民事に關する公正證書の作成及私署證書の認證、其他急速を要する場合に限つては訴狀其の他の訴訟書類の受理をも行はしめてゐる。

尙南洋群島には、帝國憲法は施行せられてゐない。従つて南洋群島の裁判所は、關東州に於ける法院と同じく、帝國憲法第五十七條に所謂裁判所でもなければ、また同第六十條に所謂特別裁判所でもなく、唯實質上裁判を爲す機關といふに過ぎない。従つて其の構成は、法律を以て定めらるゝことを要しない。また裁判官に付ても、法律所定の資格を具ふるといふ要請もなく、また刑法の宣告若しくは懲戒の處分に因るの外、其の職を免ぜらるゝことなし等の所謂身分上・職務上の保障もないのである。而して南洋廳長官は裁判官に對し、其の身分上・職務上の監督を爲してゐるものであつて、所謂三權分立——司法權の獨立——なる現象は、南洋群島には見られないのである。即ち此等の點は、上述關東州の司法機構に付て説明した所と全く同様である。

(註) 南洋群島裁判令  
第一條 南洋廳法院ハ南洋廳長官ニ直屬シ南洋群島ニ於ケル民事刑事ノ裁判及非訟事件ニ關スル事務ヲ掌ル  
第二條 南洋廳法院ヲ分テテ地方法院及高等法院トス  
第三條 地方法院ハ民事刑事ニ付第一審ノ裁判ヲ爲シ且非訟事件ニ關スル事務ヲ取扱フ但シ登記事務ハ法院ノ設置ナキ地ニ在リテハ南洋廳支廳長之ヲ取扱フ  
第四條 高等法院ハ終審トシテ地方法院ノ裁判ニ對スル上訴ニ付覆審ヲ爲ス  
第五條 各法院ヲ通シテ判事專任三人ヲ置ク奏任トス  
第六條 各法院ニ院長ヲ置ク判事ノ中ヨリ之ニ補ス  
第七條 高等法院ハ判事三人ノ合議ヲ以テ審理裁判シ上級判事ヲ其ノ裁判長トス  
第八條 各法院ニ檢事局ヲ附置ス

各検事局ヲ通シテ檢事專任二人ヲ置ク奏任トス  
各検事局ノ檢事ハ其ノ局内ノ事務ヲ掌理ス  
各検事局ノ管轄區域ハ之ヲ附置シタル法院ノ管轄區域ニ同シ  
第十條 檢事ハ司法警察官ヲ指揮監督シ刑事訴訟ヲ爲シ其ノ裁判ノ執行ヲ指揮監督ス  
南洋廳長官ハ南洋廳警部ヲシテ地方法院檢事ノ職務ヲ取扱ハシムルコトヲ得  
高等法院檢事局檢事差支ノ爲其ノ職務ヲ取扱フコトヲ得サルトキハ南洋廳長官ハ南洋廳警視ヲシテ臨時其ノ職務ヲ取扱ハシムルコトヲ得  
第十一條 南洋廳支廳長及南洋廳警視ハ司法警察官トシテ犯罪捜査ニ付地方法院檢事ト同一ノ權ヲ有ス  
南洋廳警部及警部補ハ檢事ノ輔佐トシテ其ノ指揮ヲ承ケ司法警察官トシテ犯罪ヲ捜査ス  
(以下略)

第七條 地方法院ハ判事單獨ニテ審理裁判ス  
第八條 高等法院ハ判事三人ノ合議ヲ以テ審理裁判シ上級判事ヲ其ノ裁判長トス  
第九條 各法院ニ檢事局ヲ附置ス

# 附 録

## 歴代外地行政長官一覽表

(括弧内ノ數字ハ就退任ノ年月日ヲ示ス)

3	2	1	歴代
齋藤 實 (大 昭 大) 2 8 8 10 4 12 8 1 15 10 12 成	長谷川 好道 (大 昭 大) 8 5 8 10 12 16	寺内 正毅 (大 明) 5 4 3 10 10 9 1	朝鮮總督
乃木 希典 (明) 3 1 2 9 2 1 0 2 6 1 4	桂 太郎 (明) 2 9 2 9 1 0 6 1 4 2	樺山 資紀 (明) 2 9 2 8 6 5 2 1 0	臺灣總督
平岡 定太郎 (大 明) 3 4 1 6 6 5 1 2	床次 竹二郎 (明) 4 1 4 1 6 4 1 2 2 4	楠瀬 幸彦 (明) 4 1 4 0 4 4 2 4 1	樺太廳長官
○中村 覺 (大 明) 6 3 7 9 3 1 1 5	○福島 安正 (大 明) 3 4 5 9 4 1 5 2 6	○大島 義昌 (明) 4 5 3 9 4 9 2 6 1	關東都督 (○印) 關東局長 (△印) 關東局設置後ノ 全滿洲國大使 (×印)
堀口 滿貞 (昭 大) 6 6 1 1 1 0 2 1 1 2	横田 郷助 (昭 大) 6 1 2 1 0 4 1 1 4	手塚 敏郎 (大) 1 2 1 1 4 4 4 1	南洋廳長官

外地統治機構の研究

8	7	6	5	4
小磯 國昭 (昭17   5   29)	南 次郎 (昭17   11   58   295)	宇垣 一成 (昭11   6   86   517)	齋藤 實 (昭6   4   68   1717)	山梨 半造 (昭4   2   812   1710)
田 健次郎 (大12   8   910   229)	明石元二郎 (大8   7   106   246)	安藤 貞美 (大7   4   65   61)	佐久間佐馬太 (大明4   39   54   111)	兒玉源太郎 (明39   31   42   1126)
豊田 勝藏 (大昭2   15   78   275)	昌谷 彰 (大15   13   86   513)	永井金次郎 (大13   8   64   1317)	昌谷 彰 (大8   5   410   1213)	岡田 文次 (大5   3   106   95)
△兒玉 秀雄 (大昭2   12   129   1726)	△伊集院彦吉 (大12   11   99   198)	△山縣伊三郎 (大11   9   95   824)	△林 權助 (大9   8   54   2412)	○中村雄次郎 (大8   6   47   1231)
近藤 駿介 (昭15   4   9)	北島謙次郎 (昭15   11   49   919)	林 壽夫 (昭11   8   98   194)	松田 正之 (昭8   7   82   45)	田原 和男 (昭7   6   211   521)

13	12	11	10	9
石塚 英藏 (昭6   4   17   1630)	川村 竹治 (昭4   3   76   3016)	上山滿之進 (大昭3   15   67   1616)	伊澤多喜男 (大15   13   79   161)	内田 嘉吉 (大13   12   99   16)
棟居 俊一 (昭15   13   45   97)	令村 武志 (昭13   7   57   75)	岸本 正雄 (昭7   6   712   517)	縣 忍 (昭6   4   127   179)	喜多 孝治 (昭4   2   77   927)
△武藤 信義 (昭8   7   78   288)	△山岡萬之助 (昭7   7   81   811)	△塚本 清治 (昭7   6   11   1116)	△太田 政弘 (昭6   4   18   167)	△木下謙次郎 (昭4   2   812   717)

18	17	16	15	14
長谷川 清 (昭15   11   27)	小林 躋造 (昭15   119   272)	中川 健藏 (昭11   95   227)	南 弘 (昭7   7   53   262)	太田 政弘 (昭7   6   31   216)
				小河 正僕 (昭15   4   9)
×梅津美治郎 (昭14   9   7)	×植田 謙吉 (昭14   11   93   76)	×南 次郎 (昭11   9   312   626)	△南 次郎 (昭9   9   1212   2610)	△菱刈 隆 (昭9   8   127   1028)

外地統治機構の研究

昭和十八年七月十三日印刷  
昭和十八年七月十八日發行

發行登記第 440150  
印刷部數 2500

定價 四圓五拾錢  
特別發行 拾九錢  
合計 四圓六拾九錢

著者 山崎 丹照  
發行者 高山 金一  
印刷者 菅生 定祥  
配給元 日本出版配給株式會社

東京市神田區小川町二ノ十  
東京市神田區錦町三ノ二  
東京市神田區淡路町二ノ九

發行所 高山書院  
東京市神田區小川町二丁目十番地

電話神田(25)八一〇番  
接警東京八三八九番  
會員番號一六〇八二

協榮印刷所印刷 東京3198

- |  |                                       |  |   |  |  |
|--|---------------------------------------|--|---|--|--|
| 渡邊 茂 謹纂<br><b>明治天皇</b><br>價二・五〇<br>〒一五 | 岩淵 辰雄 著<br><b>重臣論</b><br>價一・八〇<br>〒一五 | 馬場 恒吾 著<br><b>國と人物</b><br>價一・八〇<br>〒一五 | 山浦 貫一 著<br><b>近衛時代の人物</b><br>價一・七〇<br>〒一五 | 岩淵 辰雄 著<br><b>屑屋政談</b><br>價二・〇〇<br>〒二〇 | 山浦 貫一 著<br><b>森恪全傳</b><br>價五・〇〇<br>〒四五 |
|--|---------------------------------------|--|---|--|--|

- |  |  |  |  |  |   |
|--|--|--|--|--|---|
| 前田 蓮山 著<br><b>原敬傳</b><br>上卷三・〇〇<br>下卷二・八〇<br>〒一五 | 大場 彌平 著<br><b>成吉思汗全傳</b><br>價一・六〇<br>〒一五 | 山浦 貫一 著<br><b>森恪は生きてゐる</b><br>價二・〇〇<br>〒二〇 | 鈴木安藏 編<br><b>自由民権運動史</b><br>價一・五〇<br>〒一五 | 深谷 博治 著<br><b>華士族秩祿處分の研究</b><br>價三・五〇<br>〒二〇 | 鈴木安藏・吉場強共著<br><b>帝國議會の歴史と本質</b><br>價一・五〇<br>〒一五 |
|--|--|--|--|--|---|

前法制局 山崎 丹照 著  
參事官

### 内閣制度の研究

價三・五〇  
〒二〇

決戦下、翼賛政治の中樞たる内閣制度の刷新と強化とが叫ばれてゐる時、多年その職を内に奉じて來た著者が、過去の史實に照して現行制中特に統帥府との關係を究めて、眞に明日の内閣制度を暗示せるものが即ち本書である。國民必讀の書。

- |   |  |   |   |  |  |
|---|--|---|---|--|--|
| 山本 洋一 著<br><b>鏽・鐵のさび</b><br>豫定額<br>四・〇〇 | 宮島 克一 著<br><b>宣長の哲學</b><br>豫定額<br>三・五〇 | 赤松要・小島清共著<br><b>世界經濟と技術</b><br>價五・七三<br>〒二〇 | 加茂 儀一 著<br><b>技術發達史</b><br>價五・二三<br>〒二〇 | 長沼 弘毅 譯<br><b>最低生活研究</b><br>價七・八二<br>〒二〇 | 山本 茂 著<br><b>條約改正史</b><br>價二・五九<br>〒二〇 |
|---|--|---|---|--|--|

政 治 ・ 經 濟 選 書

今村忠男著  
**軍 票 論**  
價二・三〇  
千一五

栗栖幸男編著  
**戰爭と國民動員**  
價一・三〇  
千一五

中村政雄・蜂谷吉之助共著  
**科學動員の研究**  
價二・〇〇  
千一五

佐伯敏男著  
**勞務配置論**  
價三・〇〇  
千一五

柴田彌一郎著  
**交通政策論**  
價二・三〇  
千一五

村山道雄著  
**大東亞建設論**  
價二・五三  
千一五

大東亞經濟聯盟會編  
**大東亞經濟年報**  
價一・九〇  
千一五

日本經濟聯盟會編  
**經濟關係法規集**  
價三・〇〇  
千二〇

赤松要編  
**新世界經濟年報**  
價一・六〇  
千一五

多加谷敢著  
**個人と税**  
價二・五〇  
千一五

大山侃爾著  
**原價計算規則論**  
價一・六〇  
千一五

福田喜東著  
**企業整備令詳解**  
價一・三〇  
千一五



